

難燃性毛布産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託仕様書

1. 業務名称

難燃性毛布産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託

2. 業務目的

本業務は本市が防災備蓄用として保管している難燃性毛布について、使用期限の経過および経年劣化により使用に適さなくなった物品を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守し、適正かつ安全に収集・運搬及び処分することを目的とする。

3. 業務内容

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守し、適正かつ安全に収集・運搬及び処分業務を行う。

(1) 対象物品

- ・品名 難燃性毛布
- ・材質 アクリル系（カネカロン）100%
- ・規格 縦200cm×横140cm
- ・数量 1,630枚

(2) 廃棄方法

・本物資は産業廃棄物（繊維くず）に該当するため、受託者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）に基づき、産業廃棄物を許可施設にて適正処分を行うこと。

・処理方法は以下のいずれかとする。

- ①破碎処分及び焼却処分（環境基準に適合した施設に限る）
- ②再資源化処理（繊維リサイクル可能な場合）

(3) 作業内容

1. 対象物資の搬出・積込み・運搬
2. 適正処分施設への搬入
3. 処分（焼却または再資源化）
4. マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付および提出
5. 処分完了報告書の提出

4. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

（上記期間内に廃棄処分および報告書提出を完了すること）

5. 業務実施場所

- ・積込み場所 NTT 西日本電信電話株門真ビル 1 階（門真市向島町 2-24）

6. 委託条件

（1）資格要件

見積参加者は、以下の条件を満たすこと。

1. 産業廃棄物処理及び清掃に関する法律業の許可を有する者。
2. 受託者は発注者から委託された産業廃棄物の処分について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 14 条第 6 項の規定により、発注者にかかる処理に関する全ての許可を受けた業者に行わせることができる。その場合においては、受注者と処分業者は個別に契約を締結し、契約書の写しを提出するものとする。
3. 産業廃棄物の運搬に使用する車両は、廃棄物運搬専用車とすること。

（2）環境・安全配慮

- ・搬出時の道路や周辺環境への配慮を行うこと。

7. 成果品

- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）控え（写し）
- ・処分完了報告書（写真添付）
- ・廃棄処理証明書（処理業者発行）

8. 支払条件

- ・処分完了報告書（成果品）の提出及び検収後、請求書に基づき支払う。

9 その他

- ・作業に要する費用（運搬費、処分費、マニフェスト発行費、人件費、保険料等）はすべて受注者負担とする。
- ・産業廃棄物の搬出から処分の完了まで、関係法令に基づき適正に管理し、この間に発生した事故または第三者への損害が発生した場合、受注者の責任において対応するものとする。

10. 添付資料

- ・対象物資一覧表（品名・数量・保管場所）
- ・写真（現況確認用）
- ・倉庫所在地図